

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	県民の日条例	公布日	昭和51年3月29日	
条例番号	昭和51年三重県条例第2号	直近改正日	なし	
所管部局課	戦略企画部戦略企画総務課	電話番号	059-224-2009	
条例の概要	郷土の歴史を知り、自治の意識をたかめ、県民の福祉の増進と県の躍進を期するため、県民の日を設ける。	条例の類型	理念型	
視点	項目	回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	郷土の歴史を知り、自治の意識をたかめ、県民の福祉の増進と県の躍進を期するため、県民の日を設けるものであり、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	公式に「県民の日」を定めるものであるため、公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	第2条に規定された「地方自治に関する講演会その他県民の日にあつた行事」が行われている。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	公式に「県民の日」を定めるには、議会の議決を経る条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	該当なし		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	目的を達成するための手段が明確に規定されている。	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	廃止した場合、歴史的、社会的意義を有する特別な日としての位置付けがなくなり、県民の郷土への思いや自治意識に影響を与えることが考えられる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	県内文化施設等の無料開放や行事のテレビ放映(録画)を行っており、多くの県民に効果が及んでいると考えられる。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	直接的に配慮する規定は定めていないが、第2条に規定された「県民の自主的参加のもとに」の趣旨に基づき、事業を実施する上で県民(団体)、NPO等県以外の主体と連携し、行っている。	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無